平成２２年（フ）第２８号
静岡県浜松市東区北島町937番地の10
債務者　山田光佑こと　金　　光佑
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
栃木県足利市堀込町2947番地１　堀込団地３―13
債務者　大島　　博
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前11時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２６号
栃木県足利市堀込町2809番地　みなみグリーンハイツ501、住民票上の住所栃木県足利市藤本町587番地
債務者　長浜　文哉
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前11時
宇都宮地方裁判所足利支部

破産手続終結

平成１９年（フ）第１２３号
石川県能美市旭台２丁目５番地１
破産者　株式会社タイムリー
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
金沢地方裁判所小松支部

平成２０年（フ）第９６号
山口県長門市仙崎1433番の２地
破産者　有限会社大市蒲鉾
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第３２８５号
北海道登別市青葉町１番地67
破産者　佐々木忠士
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５８９号
札幌市西区西野６条３丁目10番６号
破産者　渡辺みゆき
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２号
富山県下新川郡入善町上野11445番地５メルクーアⅢ―102、破産手続開始決定時の住所富山県黒部市三日市3470番地
破産者　本多　トキ
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第４３号
富山県下新川郡入善町上野11445番地５メルクーアⅢ―102、破産手続開始決定時の住所富山県黒部市三日市3470番地
破産者　本多　　満
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第５３号
富山県黒部市宇奈月温泉584番地甲　大原市営住宅４号
破産者　竹山　桂子
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第２３９６号
愛知県知多郡武豊町字梨子ノ木３丁目73番地サンディアス201号
破産者　田中　孝藏
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１号
高知県安芸郡安田町大字西島601番地
破産者　横田　丈夫
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第２５号
宮城県石巻市清水町２丁目３番23号
破産者　草刈　敏雄
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２０年（フ）第４７４号
山形県寒河江市七日町２番38号
破産者　芳賀　守雄
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７６号
埼玉県児玉郡神川町大字八日市2565番地９
破産者　堀内勇治郎
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第９３２号
神奈川県藤沢市辻堂新町２丁目12番12号　ロイヤルパレス102号
破産者　野元　真一
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部